

教第100号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の件

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年3月25日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

「

部	課	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画 調査係
	地域連携推進課	社会教育係 地域教育係
	教職員課	福利係 人事係
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財 係
学校教育部	学校教育課	管理係
	児童生徒課	調整係 児童生徒係
	特別支援教育課	振興係 推進係
	健康教育課	学校保健係 給食指導係
スポーツ体 育部	スポーツ体育課	市民スポーツ係 学校体育係

」

を

「

部	課	係
総務部	総務課	総務係 政策企画係 地域連携係
	教職員課	福利係 給与支給係 労務制度係 人事係 組織定数係 任用係
学校支援部	学校経営支援課	事務改善係 運営係 情報化推進係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
	健康教育課	学校保健係 小学校給食係 中学校給食係
学校教育部	学校教育課	管理係 人権・教育振興係
	教科指導課	教科指導 1 係 教科指導 2 係 学校図書係
	児童生徒課	調整係 児童生徒 1 係 児童生徒 2 係
	特別支援教育課	管理係 推進係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係

」

に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条第 2 項及び同条第 3 項を削り，同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「地域連携推進課」を「総務課」に改める。

第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 3 項中「首席人事主事，首席指導主事」を削る。

第7条を第6条とする。

第8条を次のように改める。

第8条 総務課総務係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会に属する庶務及び教育委員会内の事務の連絡，調整に関すること。
- (2) 文書及び公印に関する事務の総括に関すること。
- (3) 予算の編成，執行及び決算に関すること。
- (4) 教育に係る財政制度の調査研究に関すること。
- (5) 教育に係る議会提出議案の総括に関すること。
- (6) 教育委員会の会議及び教育委員に関すること。
- (7) 法第1条の3に規定する大綱に関すること。
- (8) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (9) 法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（総務課政策企画係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 教育関係法規の調査，研究及び条例，規則その他の規程の制定，改廃に関すること。
- (11) 争訟の総括に関すること。
- (12) 広報及び広聴に関すること。
- (13) 神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (14) 特命による重要事項の調整に関すること。

2 総務課政策企画係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会に係る特定の調査，企画及び研究に関すること。
- (2) 教育に係る重要施策の企画立案及び調整に関すること。
- (3) 事務局及び教育機関の事務引継に関すること。
- (4) 教育に係る調査統計に関すること。
- (5) 神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会に関すること。
- (6) 特色ある神戸の教育推進その他学校教育に関する諸施策の調査及び企画に関すること。
- (7) 義務教育学校に関すること（他の部，課及び係の所管に属するものを

除く。)。

3 総務課地域連携係は、次の事務を分掌する。

- (1) 地域における人権教育の諸施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 学校施設開放に関すること。
- (3) 地域における生涯学習に関すること。
- (4) 公民館に関すること。
- (5) 地域の社会教育諸施設との連携に関すること。
- (6) 社会教育に関する諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (7) 社会教育委員に関すること。
- (8) 婦人教育，高齢者教育その他の成人教育に関すること。
- (9) 婦人団体，その他社会教育関係団体に関すること。
- (10) 博物館又は博物館相当施設の登録及び指定に関すること。
- (11) 婦人会館に関すること。
- (12) 青少年科学館に関すること。
- (13) 博物館，中央図書館との連絡及び調整に関すること。
- (14) 神出自然教育園に関すること。

第8条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 教職員課福利係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 学校職員の福利厚生に関すること。
- (3) 学校職員の互助会及び公立学校共済組合に関すること。
- (4) 学校職員の公務災害補償に関すること。

2 教職員課給与支給係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校職員の給与の支払に関すること。

3 教職員課労務制度係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校職員の給与，勤務条件及び給与制度の調査研究に関すること。
- (2) 事務局及び教育機関（学校を含む）の職員団体に関すること。

- (3) 職員の安全衛生に関すること。
- (4) 学校職員の保健衛生に関すること。
- (5) 神戸市教育委員会職員衛生管理審査会に関すること。

4 教職員課人事係は、次の事務を分掌する。

- (1) 事務局及び教育機関（学校を含む）の定員及び人事に関すること。
- (2) 学校職員の資質向上に関すること。
- (3) 学校職員の人事制度の調査研究に関すること。
- (4) 神戸市指導力向上審査委員会に関すること。
- (5) 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会に関すること。

5 教職員課組織定数係は、次の事務を分掌する。

- (1) 事務局及び教育機関（学校を含む）の職制，定員及び人事に関すること。
- (2) 学級編成に関すること。

6 教職員課任用係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校職員の採用に関すること。
- (2) 学校職員の採用の調査研究に関すること。

第10条を第9条とする。

第11条を次のように改める。

第11条 学校経営支援課事務改善係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関すること。
- (2) 事務局及び教育機関の事務の審査，改善に関すること。

2 学校経営支援課運営係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校の運営費に関すること。
- (2) 学校事務に関すること（他の部，課及び係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 学校の教具，管理備品その他の設備に関すること。
- (4) 学校の設備及び備品に係る国庫補助及び起債に関すること。

3 学校経営支援課情報化推進係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育の情報化の推進に関すること。

4 学校経営支援課学事計画係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等に関すること。
- (2) 学校の設置廃止等に関すること。
- (3) 奨学金及び就学奨励（学校教育課及び特別支援教育課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 授業料，保育料，入学選抜料等に関すること。
- (5) 私立学校（幼稚園を除く。）等の助成に関すること。
- (6) 学事に関すること（他の部，課及び係の所管に属するものを除く。）。

第11条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第11条第3項第3号の次に次の1条を加える。

第12条 健康教育課学校保健係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 幼児，児童及び生徒の保健衛生に関すること。
- (3) 学校の保健指導及び環境衛生に関すること。
- (4) 幼児，児童及び生徒に係る災害共済給付に関すること。
- (5) 学校保健関係団体に関すること。

2 健康教育課小学校給食係は、次の事務を分掌する。

- (1) 小学校給食に関すること。
- (2) 小学校給食関係団体に関すること。
- (3) 学校給食共同調理場に関すること。
- (4) 一般社団法人神戸市学校給食会との連絡及び調整に関すること。

3 健康教育課中学校給食係は、次の事務を分掌する。

- (1) 中学校給食に関すること。
- (2) 中学校給食関係団体に関すること。

第13条を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 学校教育課管理係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関すること。

(2) 総合教育センターとの連絡及び調整に関すること。

(3) 課内の重要事項の監理・調整・推進

(4) 部内の他所属の所管に属しないこと

2 学校教育課人権・教育振興係は、次の事務を分掌する。

(1) 学校運営に関すること（他の部，課及び係の所管に属するものを除く。）。

(2) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び工業高等専門学校
の教育課程等に関すること。

(3) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び工業高等専門学校
の教育の専門的事項の指導に関すること（総合教育センターの所管
に属するものを除く。）。

(4) 高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。

(5) 高等学校の通学区域に関すること。

(6) 人権教育に係る諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。

(7) 人権教育に係る専門的事項の調査研究及び指導に関すること。

(8) 家庭教育に関すること。

(9) 地域改善対策奨学金に関すること。

(10) P T Aに関すること。

(11) 教育・地域連携センターに関すること。

第14条を第13条とする。

第13条第2項第11号の次に次の1条を加える。

第14条 教科指導課教科指導1係は、次の事務を分掌する。

(1) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び工業高等専門学校
の教育の専門的事項の指導に関すること。（学校教育課の所管に属す
るものを除く。）

(2) 小学校，中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱
いに関すること。

(3) 学校教員の指導力向上に関すること。

(4) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び工業高等専門

学校の国際教育に関すること。

- (5) 学校体育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (6) 学校体育関係団体に関すること。
- (7) 児童及び生徒の体力向上に関すること。
- (8) 野外活動センター及び野外教育活動の振興に関すること。
- (9) 少年スポーツの指導及び奨励に関すること。

2 教科指導課教科指導 2 係は、次の事務を分掌する。

- (1) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び工業高等専門学校
の教育の専門的事項の指導に関すること。（学校教育課の所管に属するものを除く。）
- (2) 小学校，中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (3) 学校教員の指導力向上に関すること。
- (4) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び工業高等専門学校
の国際教育に関すること。
- (5) 学校体育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (6) 学校体育関係団体に関すること。
- (7) 児童及び生徒の体力向上に関すること。
- (8) 野外教育活動の振興に関すること。
- (9) 少年スポーツの指導及び奨励に関すること。

3 教科指導課学校図書係は、次の事務を分掌する。

- (1) 子供読書活動の推進に関すること。

第15条第2項中「児童生徒係」を「児童生徒 1 係」に改め、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 児童及び生徒の部活動に関すること。

第15条第2項第7号の次に次の1項を加える。

3 児童生徒課児童生徒 2 係は、次の事務を分掌する。

- (1) 生徒指導の調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 生徒指導の専門的事項の指導に関すること。

- (3) 児童及び生徒の生活指導に関する事。
- (4) 児童及び生徒の交通安全指導に関する事。
- (5) その他児童及び生徒の交通安全指導に関する事。
- (6) 神戸市いじめ問題審議委員会に関する事。
- (7) 児童及び生徒の部活動に関する事。

第16条第1項中「振興係」を「管理係」に改める。

第17条を削る。

第18条を削る。

第16条第2項第8号の次に次の1条を加える。

第17条 文化財課文化財保護活用係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 文化財に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関する事。
- (3) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の保護及び調査に関する事。
- (4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の普及啓発に関する事。
- (5) 文化環境保存区域の保存育成に関する事。
- (6) 伝統的建造物群保存地区の保存整備に関する事。
- (7) 文化財関連施設の整備に関する事。
- (8) 神戸市文化財保護審議会に関する事。

2 文化財課埋蔵文化財係は、次の事務を分掌する。

- (1) 埋蔵文化財の保護に関する事。
- (2) 埋蔵文化財に係る指導及び相談に関する事。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報収集及び統計に関する事。
- (4) 埋蔵文化財に係る事務の連絡調整に関する事。
- (5) 埋蔵文化財の調査に関する事。
- (6) 埋蔵文化財センターに関する事。

第19条を第18条に改める。

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

「

類別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	総合教育センター	所長，副 所長，係 長
		博物館	略
		略	略
第2類	略	略	略
	略	略	略
第3類	略	略	略
第4類	学校教育課	神出自然教育園	園長
	児童生徒課	青少年補導センター	所長
	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長
		垂水学校給食共同調理場	場長

」

を

「

類別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	総合教育センター	所長，課 長，係長
		博物館	略
		略	略
第2類	略	略	略
	略	略	略
第3類	略	略	略
第4類	総務課	神出自然教育園	園長
	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長
		垂水学校給食共同調理場	場長

	児童生徒課	青少年補導センター	所長
--	-------	-----------	----

」

に改める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

「(1) 総合教育センター

管理係

教科指導係

学校図書係

研修係

」

を

「(1) 総合教育センター

研修育成課

管理係

研修育成係

」

に改める。

第5条を削り、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

別表（第7条関係）を次のように改める。

「

1-1 総合教育センター

管理係

(1)～(10) 略

教科指導係

(1)～(3) 略

学校図書係

(1) 略

研修係

(1)～(4) 略

」

を

「

1-1 総合教育センター

研修育成課

管理係

(1)～(10) 略

研修育成係

(1)～(4) 略

」

に改める。

(神戸市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

「

公の施設	公印 の 名 称	ひな 型	書体	寸法(ミ リ メ ー トル)	管守責 任者	用途
神戸市立青少年 科学館	略	略	略	略	略	略
神戸市生涯学習 支援センター	略	略	略	略	略	略
神戸市立王子ス ポーツセンター	略	略	略	略	略	略
神戸市立東灘体 育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立中央体 育館	略	略	略	略	略	略

神戸市立須磨体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立垂水体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立西体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	略	略	略	略	略	略
神戸ポートアイランドホール	略	略	略	略	略	略
神戸市立自然の家	略	略	略	略	略	略

」

を

「

公の施設	公印 の名称	ひな 型	書体	寸法(ミ リメー トル)	管守責 任者	用途
神戸市立青少年科学館	略	略	略	略	略	略
神戸市生涯学習支援センター	略	略	略	略	略	略

」

に改める。

(神戸市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会職員職名規則(昭和27年5月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第4条第1項関係)を次のように改める。

「

補職名	職名
教育次長，担当局長，部長，事務局長，担当部長，課長，室長，担当課長，係長，担当係長，総括班長，総括班長補佐	事務職員，技術職員

」

を

「

補職名	職名
教育次長，担当局長，部長，事務局長，担当部長，課長，室長，担当課長，係長，担当係長，総括班長，総括班長補佐	事務職員，技術職員，教員

」

に改める

別表第2（第4条第2項関係）を次のように改める。

「

区分	職種名
事務職員に属するもの	指導主事，人事主事，社会教育主事，司書，学芸員，司書補，障害児教育支援専門員，学校事務指導担当主事
技術職員に属するもの	指導主事，養護技術員，管理栄養士，栄養士，看護師，実習技術員，自動車運転手，汽かん士，電工，造園手，機械操作手，管理員，施設管理員，農場手，調理士，グラウンド整備員，作業員，管理員助手，調理士助手その他本項列記各職種の助手
嘱託に属するもの	略
教員に属す	指導主事，人事主事，指導員，社会教育主事

るもの	
-----	--

」

を

「

区分	職種名
事務職員に属するもの	指導主事，社会教育主事，司書，学芸員，司書補，障害児教育支援専門員，学校事務指導担当主事
技術職員に属するもの	指導主事，養護技術員，管理栄養士，栄養士，看護師，実習技術員，自動車運転手，汽かん士，電工，造園手，機械操作手，管理員，施設管理員，農場手，調理士，グラウンド整備員，作業員，管理員助手，調理員その他本項列記各職種の助手
嘱託に属するもの	略
教員に属するもの	指導主事，指導員，社会教育主事

」

に改める。

(神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第5条 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月22日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は，次の各号に掲げる職務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 指導主事(教職員課においては総括担当課長，その他の所属においては担当課長)が行う職務 月額89,000円
- (2) 指導主事のうち校長又は園長に相当する者が行う職務 月額83,000円
- (3) 指導主事のうち教頭に相当する者が行う職務 月額65,100円

(4) 教職経験20年以上の指導主事が行う職務 月額54,000円

(5) 教職経験20年未満の指導主事が行う職務 月額42,000円

(職員のサービスの宣言に関する規則の一部改正)

第6条 職員のサービスの宣言に関する規則（昭和26年4月教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務部総務課長」を「総務部教職員課長」に改める。

第3条中「事務局の職員の宣誓書は総務部総務課長が、」を「事務局の職員及び」に改める。

(神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年3月教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号を削除する。

第2条第1項第4号から第6号までを2号繰り上げる。

(神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部改正)

第8条 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則（平成25年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会事務局総務部総務課及び教職員課」を「教育委員会事務局総務部教職員課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

教育委員会事務局及び教育機関の職制を改正するに当たり、規則を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市教育委員会事務局組織規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 後)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、次のとおりとする。

部	課	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画調査係
	地域連携推進課	社会教育係 地域教育係
	教職員課	福利係 人事係
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
学校教育部	学校教育課	管理係
	児童生徒課	調整係 児童生徒係
	特別支援教育課	振興係 推進係
	健康教育課	学校保健係 給食指導係
スポーツ体育部	スポーツ体育課	市民スポーツ係 学校体育係

部	課	係
総務部	総務課	総務係 政策企画係 地域連携係
	教職員課	福利係 給与支給係 労務制度係 人事係 組織定数係 任用係
学校支援部	学校経営支援課	事務改善係 運営係 情報化推進係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
	健康教育課	学校保健係 小学校給食係 中学校給食係
学校教育部	学校教育課	管理係 人権・教育振興係
	教科指導課	教科指導1係 教科指導2係 学校図書係
	児童生徒課	調整係 児童生徒1係 児童生徒2係
	特別支援教育課	管理係 推進係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係

第3条 教職員課に人事主事を置くことができる。

2 人事主事は、指導主事をもつて充てることができる。この場合において、充てられた指導主事は、指導主事の職務に従事してはならない。

3 人事主事は、上司の命を受け、学校職員の任免その他分限、懲戒に関する事務をつかさどる。

4 前項に定める人事主事の事務の総括に当たらせるため、首席人事主事を置くことができる。

5 首席人事主事は、人事主事をもつて充てる。

第4条 課及び課内室に指導主事を置く。

2 指導主事の事務の総括に当たらせるため、首席指導主事を置くことができる。

3 首席指導主事は、指導主事をもつて充てる。

第3条

第5条 地域連携推進課に社会教育主事を置く。

2 略

第6条 略

第7条 教育次長に事故あるときは、所管の担当局長、部長又は担当部長が、その事務を、代理又は代決し、教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 略

3 課長又は担当課長に事故があるときは、所管の首席人事主事、首席指導主事、係長又は担当係長がその事務を代決する。

第8条 総務課総務係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会に属する庶務及び教育委員会内の事務の連絡、調整に関すること。
- (2) 事務局及び教育機関(学校を除く。)の職制、定員及び人事に関すること。
- (3) 文書及び公印に関する事務の総括に関すること。
- (4) 事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員団体に関すること。
- (5) 職員の安全衛生に関すること。
- (6) 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会(教職員課の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (7) 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会、一般財団法人神戸市学校給食会との連絡及び調整に関すること。
- (8) 他の部、課及び係の所管に属しないこと。

2 総務課経理係は、次の事務を分掌する。

- (1) 予算の編成、執行及び決算に関すること。
- (2) 教育に係る財政制度の調査研究に関すること。
- (3) 教育に係る議会提出議案の総括に関すること。

3 総務課調整係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会の会議及び教育委員に関すること。
- (2) 法第1条の3に規定する大綱に関すること。
- (3) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (4) 法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(総務課企画調査係の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 特命による重要事項の調整に関すること。

4 総務課企画調査係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会に係る特定の調査、企画及び研究に関すること。
- (2) 教育に係る重要施策の企画立案及び調整に関すること。
- (3) 教育関係法規の調査、研究及び条例、規則その他の規程の制定、改廃に関すること。
- (4) 事務局及び教育機関の事務の審査、改善及び事務引継に関すること。
- (5) 争訟の総括に関すること。
- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 教育に係る調査統計に関すること。
- (8) 神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会に関すること。
- (9) 神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (10) 特色ある神戸の教育推進その他学校教育に関する諸施策の調査及び企画に関すること。
- (11) 義務教育学校に関すること(他の部、課及び係の所管に属するものを除く。)。

第4条 総務課

第5条

第6条

第7条

- (2) 文書及び公印に関する事務の総括に関すること。
- (3) 予算の編成、執行及び決算に関すること。
- (4) 教育に係る財政制度の調査研究に関すること。
- (5) 教育に係る議会提出議案の総括に関すること。
- (6) 教育委員会の会議及び教育委員に関すること。
- (7) 法第1条の3に規定する大綱に関すること。
- (8) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (9) 法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(総務課政策企画係の所管に属するものを除く。)に関すること。

- (10) 教育関係法規の調査、研究及び条例、規則その他の規程の制定、改廃に関すること。
- (11) 争訟の総括に関すること。
- (12) 広報及び広聴に関すること。
- (13) 神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (14) 特命による重要事項の調整に関すること。

2 総務課政策企画係は、次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会に係る特定の調査、企画及び研究に関すること。
- (2) 教育に係る重要施策の企画立案及び調整に関すること。
- (3) 事務局及び教育機関の事務引継に関すること。
- (4) 教育に係る調査統計に関すること。
- (5) 神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会に関すること。
- (6) 特色ある神戸の教育推進その他学校教育に関する諸施策の調査及び企画に関すること。
- (7) 義務教育学校に関すること(他の部、課及び係の所管に属するものを除く。)。

3 総務課地域連携係は、次の事務を分掌する。

- (1) 地域における人権教育の諸施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 学校施設開放に関すること。
- (3) 地域における生涯学習に関すること。
- (4) 公民館に関すること。
- (5) 地域の社会教育諸施設との連携に関すること。
- (6) 社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- (7) 社会教育委員に関すること。
- (8) 婦人教育、高齢者教育その他の成人教育に関すること。
- (9) 婦人団体、その他社会教育関係団体に関すること。
- (10) 博物館又は博物館相当施設の登録及び指定に関すること。
- (11) 婦人会館に関すること。

第9条 地域連携推進課社会教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関する事。
- (2) 社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関する事。
- (3) 社会教育委員に関する事。
- (4) 生涯学習の振興に関する事。
- (5) 婦人教育、高齢者教育その他の成人教育に関する事。
- (6) 婦人団体、PTAその他の社会教育関係団体に関する事。
- (7) 博物館又は博物館相当施設の登録及び指定に関する事。
- (8) 生涯学習支援センターに関する事。
- (9) 婦人会館に関する事。
- (10) 青少年科学館に関する事。
- (11) 博物館、中央図書館との連絡及び調整に関する事。

2 地域連携推進課地域教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 地域における人権教育の諸施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 家庭教育に関する事。
- (3) 学校施設開放に関する事。
- (4) 地域における生涯学習に関する事。
- (5) 公民館に関する事。
- (6) 地域の社会教育諸施設との連携に関する事。
- (7) 教育・地域連携センターに関する事。

第10条 教職員課福利係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 学校職員の福利厚生に関する事。
- (3) 学校職員の給与の支払に関する事。
- (4) 学校職員の互助会及び公立学校共済組合に関する事。
- (5) 学校職員の公務災害補償に関する事。

2 教職員課人事係は、次の事務を分掌する。

- (1) 学校職員の定員及び人事に関する事。
- (2) 学級編成に関する事。
- (3) 学校職員の資質向上に関する事。
- (4) 学校職員の人事、給与、勤務条件及び給与制度の調査研究に関する事。
- (5) 学校職員団体に関する事。
- (6) 神戸市指導力向上審査委員会に関する事。
- (7) 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会(総務課の所管に属するものを除く。)に関する事。

(12) 青少年科学館に関する事。

(13) 博物館、中央図書館との連絡及び調整に関する事。

(14) 神出自然教育園に関する事。

第9条

(3)

(4)

2 教職員課給与支給係は、次の事務を分掌する。

(1) 学校職員の給与の支払に関する事。

3 教職員課労務制度係は、次の事務を分掌する。

(1) 学校職員の給与、勤務条件及び給与制度の調査研究に関する事。

(2) 事務局及び教育機関(学校を含む)の職員団体に関する事。

(3) 職員の安全衛生に関する事。

(4) 学校職員の保健衛生に関する事。

(5) 神戸市教育委員会職員衛生管理審査会に関する事。

4 教職員課人事係は、次の事務を分掌する。

(1) 事務局及び教育機関(学校を含む)の定員及び人事に関する事。

(2) 学校職員の資質向上に関する事。

(3) 学校職員の人事制度の調査研究に関する事。

(4) 神戸市指導力向上審査委員会に関する事。

(5) 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会に関する事。

5 教職員課組織定数係は、次の事務を分掌する。

(1) 事務局及び教育機関(学校を含む)の職制、定員及び人事に関する事。

(2) 学級編成に関する事。

6 教職員課任用係は、次の事務を分掌する。

トアイランドホール，東灘体育館，須磨体育館，垂水体育館及び西体育館に関する
こと。

2 スポーツ体育課学校体育係は，次の事務を分掌する。

- (1) 学校体育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (2) 学校体育関係団体に関すること。
- (3) 児童及び生徒の体力向上に関すること。
- (4) 野外活動センター及び野外教育活動の振興に関すること。
- (5) 少年スポーツの指導及び奨励に関すること。
- (6) 神戸市少年団に関すること。
- (7) 自然の家及び洞川教育キャンプ場に関すること。

第19条 略

第17条 文化財課文化財保護活用係は，次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 文化財に関する諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (3) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の保護及び調査に関すること。
- (4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の普及啓発に関すること。
- (5) 文化環境保存区域の保存育成に関すること。
- (6) 伝統的建造物群保存地区の保存整備に関すること。
- (7) 文化財関連施設の整備に関すること。
- (8) 神戸市文化財保護審議会に関すること。

2 文化財課埋蔵文化財係は，次の事務を分掌する。

- (1) 埋蔵文化財の保護に関すること。
- (2) 埋蔵文化財に係る指導及び相談に関すること。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報収集及び統計に関すること。
- (4) 埋蔵文化財に係る事務の連絡調整に関すること。
- (5) 埋蔵文化財の調査に関すること。
- (6) 埋蔵文化財センターに関すること。

第18条

教育機関の組織に関する規則 ぬきがき

(現 行)

(教育機関の分類・職制)

第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。

種別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	総合教育センター	所長, 副所長, 係長
		博物館	館長, 副館長, 事務局長, 課長, 係長
		中央図書館	館長, 課長, 係長
第2類	総務部	公民館	館長, 副館長
	博物館	小磯記念美術館	館長, 副館長, 事務室長, 係長
第3類	小磯記念美術館	神戸ゆかりの美術館	館長, 事務長
第4類	学校教育課	神出自然教育園	園長
	児童生徒課	青少年補導センター	所長
	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長
		垂水学校給食共同調理場	場長

2, 3 略

(課, 室及び係の設置)

第3条 次の教育機関に次のとおり課, 室及び係を置き, それぞれ課に課長を, 室に室長を, 係に係長を置く。

(1) 総合教育センター

- 管理係
- 教科指導係
- 学校図書係
- 研修係

(2)~(4) 略

(____は, 改正部分を示す。)

(改正後)

種別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	総合教育センター	所長, <u>課長</u> , 係長
第4類	総務課	神出自然教育園	園長
	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長
		垂水学校給食共同調理場	場長
	児童生徒課	青少年補導センター	所長

- 研修育成課
- 管理係
- 研修育成係

(首席指導主事)

第5条 総合教育センターに、指導主事の事務の総括に当たらせるため、首席指導主事を置くことができる。

2 首席指導主事は、指導主事をもって充てる。

(職務の代行等)

第6条 略

(分掌事務)

第7条 略

(施行細目の委任)

第8条 略

別表（第7条関係）

1-1 総合教育センター

管理係

(1)～(10) 略

教科指導係

(1)～(3) 略

学校図書係

(1) 略

研修係

(1)～(4) 略

第5条

第6条

第7条

研修育成課

研修育成係

神戸市教育委員会公印規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

附則別表

公の施設	公印 の 名 称	ひな 型	書体	寸法(ミ リメー トル)	管守責 任者	用途
神戸市立青少年科学館	略	略	略	略	略	略
神戸市生涯学習支援センター	略	略	略	略	略	略
神戸市立王子スポーツセンター	略	略	略	略	略	略
神戸市立東灘体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立中央体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立須磨体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立垂水体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立西体育館	略	略	略	略	略	略
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	略	略	略	略	略	略
神戸ポートアイランドホール	略	略	略	略	略	略
神戸市立自然の家	略	略	略	略	略	略

(改 正 案)

附則別表

公の施設	公印 の 名 称	ひな 型	書体	寸法(ミ リメー トル)	管守責 任者	用途
神戸市立青少年科学館	略	略	略	略	略	略
神戸市生涯学習支援センター	略	略	略	略	略	略

(参考 4)

神戸市教育委員会職員職名規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 後)

別表第1 (第4条第1項関係)

補職名	職名
教育次長, 担当局長, 部長, 事務局長, 担当部長, 課長, 室長, 担当課長, 係長, 担当係長, 総括班長, 総括班長補佐	事務職員, 技術職員_____
略	略

補職名	職名
	, 教員

別表第2 (第4条第2項関係)

区分	職種名
事務職員に属するもの	指導主事, 人事主事, 社会教育主事, 司書, 学芸員, 司書補, 障害児教育支援専門員, 学校事務指導担当主事
技術職員に属するもの	指導主事, 養護技術員, 管理栄養士, 栄養士, 看護師, 実習技術員, 自動車運転手, 汽かん士, 電工, 造園手, 機械操作手, 管理員, 施設管理員, 農場手, 調理士, グラウンド整備員, 作業員, 管理員助手, <u>調理士助手</u> その他本項列記各職種の助手
嘱託に属するもの	略
教員に属するもの	指導主事, 人事主事, 指導員, 社会教育主事
実習助手に属するもの	略

区分	職種名

	<u>調理員</u>

(参考 5)

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 後)

第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 首席指導主事又は首席人事主事(以下「首席指導主事等」という。)が行う職務 月額89,000円
- 指導主事又は人事主事(以下「指導主事等」という。)のうち校長又は園長に相当する者が行う職務 月額83,000円
- 指導主事等のうち教頭に相当する者が行う職務 月額65,100円
- 教職経験20年以上の指導主事等が行う職務 月額54,000円
- 教職経験20年未満の指導主事等が行う職務 月額42,000円
- 首席指導主事等及び指導主事等に該当しない職員が行う指導主事等に類する職務のうち教育委員会が特に認めるもの 月額29,000円

指導主事(教職員課においては総括担当課長, その他の所属においては担当課長)

—	—
_____	_____

(参考 6)

職員のサービスの宣誓に関する規則 ぬきがき

(現 行)

(改 正 後)

(____は、改正部分を示す。)

第2条 職員の宣誓は、次に掲げる公務員の前において行うものとする。
(1) 事務局の職員（係長及びこれに準ずる補職以上のもの並びに臨時に雇用されるものを除く。）にあつては、総務部総務課長又はその委任を受けた者
(2)～(4) 略

教職員課長

(参考 7)

神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則 ぬきがき

(現 行)

(改 正 後)

(____は、改正部分を示す。)

(対象施設)
第2条 条例第7条の公の施設のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる公の施設とする。
(1) 略
(2) 神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）第2条に規定する体育施設
(3) 神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年3月条例第48号）第1条に規定する神戸ポートアイランドホール
(4) 略
(5) 略
(6) 略

(2)
(3)
(4)

(参考 8)

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則 ぬきがき

(現 行)

(改 正 後)

(____は、改正部分を示す。)

(庶務)
第10条 審査会の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課及び教職員課において処理する。
